第三十条の五中「第十一条の十二の二第二項第一号」を「第十一条の三十第二項第一号」に改め、「消費生活相談をいう」の下に「。第二百二十三条の十二第二項において同じ」を加え、同条第二号中「財団法人日本産業協会」を「一般財団法人日本産業協会」に改め、「いう」の下に「。第二百二十三条の十二第二項第二号において同じ」を加え、同条第三号中「財団法人日本消費者協会（」を「一般財団法人日本消費者協会（以下この号において「消費者協会」という。）」に改め、「いう」の下に「。第二百二十三条の十二第二項第三号において同じ」を加え、同条を第三十条の六とし、第三十条の四の次に次の一条を加える。

（特定の財産又は役務の提供に係る業務の的確な遂行を確保するための措置）

第三十条の五　法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、共済契約の締結、共済契約の締結の代理若しくは媒介又は自らが締結した若しくは締結の代理若しくは媒介を行った団体共済に係る共済契約に加入することを勧誘する行為その他の当該共済契約に加入させるための行為に際して、当該組合又は共済代理店が、共済契約者又は被共済者に対し、当該共済契約に係る共済事故が発生したときにおいて共済金を受け取るべき者の選択により、共済金の支払又は直接支払いサービスを受けることができる旨及び当該商品等の内容又は水準について説明を行う場合において、当該共済金を受け取るべき者に対し適切な提携事業者を提示するための体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

第三十一条第一項第二号ロ及び第三十三条中「第十一条の十四」を「第十一条の三十三」に改める。

第三十五条第一項及び第三十六条中「第十一条の十五第一項」を「第十一条の三十四第一項」に改める。

第三十七条第一項中「第十一条の十五第一項ただし書」を「第十一条の三十四第一項ただし書」に改める。

第三十八条中「第十一条の十六第一項」を「第十一条の三十五第一項」に改める。

第四十条中「第十一条の十八第一項」を「第十一条の三十七第一項」に改める。

第四十一条中「第十一条の十八第二項」を「第十一条の三十七第二項」に改める。

第四十二条第一項中「第三条の五第一項」を「第三十二条第一項」に、「第十一条の十七」を「第十一条の三十六」に、「第十一条の十九」を「第十一条の三十八」に改め、同条第二項中「第十一条の十七」を「第十一条の三十六」に、「第十一条の十九」を「第十一条の三十八」に改める。

第四十三条第一項中「第十一条の十九」を「第十一条の三十八」に改める。

第四十四条及び第四十五条中「第十一条の二十第一項」を「第十一条の三十九第一項」に改める。

第四十六条中「第十一条の二十第二項」を「第十一条の三十九第二項」に、「社団法人日本アクチュアリー会（」を「公益社団法人日本アクチュアリー会（」に改める。

第四十七条中「第十一条の二十一第一項各号」を「第十一条の四十第一項各号」に、同条第三号中「第十一条の八並びにこの省令」を「第十一条の十八の規定並びに」に改める。

第四十八条中「第十一条の二十一第一項第一号」を「第十一条の四十第一項第一号」に、「すべて」を「全て」に改める。

第四十八条の二中「第十一条の二十一第一項第三号」を「第十一条の四十第一項第三号」に改める。

第四十九条第二項中「第十一条の二十一第一項」を「第十一条の四十第一項」に改める。

第五十条中「第十一条の二十三第二項」を「第十一条の四十二第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第十一条の四十二第三項の農林水産省令で定める事項は、関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理とする。

第五十一条中「第十一条の二十九第二項」を「第十一条の四十八第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第十一条の四十八第三項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　事業の実施地区の名称の変更（事業の実施地区の範囲の実質的な変更を伴わないものに限る。）

二　関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理

第五十一条の二中「第十一条の三十一第一項第三号」を「第十一条の五十第一項第三号」に改める。

第五十一条の三中「第十一条の三十一第五項」を「第十一条の五十第五項」に改める。

第五十二条中「第十一条の三十二第二項」を「第十一条の五十一第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第十一条の五十一第三項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　事業の実施地区の名称の変更（事業の実施地区の範囲の実質的な変更を伴わないものに限る。）

二　関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理

第五十三条中「第十一条の三十三第一項」を「第十一条の五十二第一項」に改める。

第五十四条中「第十一条の三十六第三項」を「第十一条の五十五第三項」に改め、同条第四号中「（法第十一条の十第四号に規定する共済契約者等をいう。以下同じ。）」を削る。

第五十五条中「第十一条の三十八第一項」を「第十一条の五十七第一項」に改める。

第五十六条中「第十一条の三十九第一項」を「第十一条の五十八第一項」に改める。

第五十七条中「第十一条の四十二第一項」を「第十一条の六十一第一項」に改め、同条第三号中「第十一条の三十六第一項」を「第十一条の五十五第一項」に改める。

第五十八条中「第十一条の四十三第二項」を「第十一条の六十二第二項」に改める。

第五十九条中「第十一条の四十三第四項」を「第十一条の六十二第四項」に改め、同条第一号中「第十一条の四十三第一項」を「第十一条の六十二第一項」に改める。

第六十条中「第十一条の四十四第一項」を「第十一条の六十三第一項」に、「第十一条の四十三第一項」を「第十一条の六十二第一項」に改める。

第六十一条第一項中「第十一条の四十五第二項第一号」を「第十一条の六十四第二項第一号」に改め、同条第二項中「第十一条の四十五第二項第二号」を「第十一条の六十四第二項第二号」に改め、同条第三項中「第十一条の四十五第二項第三号」を「第十一条の六十四第二項第三号」に改め、同条第四項中「第十一条の四十五第二項第一号」を「第十一条の六十四第二項第一号」に改め、同項第九号中「（平成十三年法律第八十八号）」を削り、同項第十六号中「第十一条の四十五第一項」を「第十一条の六十四第一項」に改め、同項第十八号の四を同項第十八号の三とし、同条第五項中「第十一条の四十五第二項第二号」を「第十一条の六十四第二項第二号」に改め、同項第一号中「第十八号の四」を「第十八号の三」に改め、同条第六項中「第十一条の四十五第二項第三号」を「第十一条の六十四第二項第三号」に改める。

第六十二条の見出し中「第十一条の四十五第一項」を「第十一条の六十四第一項」に改め、同条中「第十一条の四十五第三項」を「第十一条の六十四第三項」に改める。

第六十三条の見出し中「第十一条の四十六第一項」を「第十一条の六十五第一項」に改め、同条第一項中「第十一条の四十六第二項」を「第十一条の六十五第二項」に改め、同条第二項第二号及び第三号中「第十一条の四十六第一項」を「第十一条の六十五第一項」に改める。

第六十四条第一項中「第十一条の四十六第二項ただし書」を「第十一条の六十五第二項ただし書」に改める。

第六十五条中「第十一条の四十六第四項第一号」を「第十一条の六十五第四項第一号」に改める。

第六十六条第一項中「第十一条の四十九第一項第四号」を「第十一条の六十八第一項第四号」に改め、同項第一号中「第三号おいて」を「第三号において」に改め、同条第二項中「第十一条の四十九第一項第四号」を「第十一条の六十八第一項第四号」に改め、同条第三項中「第十一条の四十九第一項第四号」を「第十一条の六十八第一項第四号」に改める。

第六十七条中「第十一条の四十六第四項第一号」を「第十一条の六十五第四項第一号」に改める。

第六十八条第一項中「第十一条の四十九第一項第四号」を「第十一条の六十八第一項第四号」に改め、同条第二項中「第十一条の四十九第一項第四号」を「第十一条の六十八第一項第四号」に改める。

第六十九条中「第十一条の四十九第一項第五号」を「第十一条の六十八第一項第五号」に改める。